

●●● 2つの壁 ●●●

昨年末以来、私たちの生活を取り囲む様々な「壁」についてこれまで以上に注目が集まっています。その結果まずは所得税において納税者にとって有利な改正がなされたことはご案内の通りです。一方で社会保険、住民税といった壁はどうでしょうか。給与収入を得ている人の場合に絞って現時点の状況を確認してみましょう。

○ 住民税の壁: 110万円

令和8年の住民税より、ご自身の給与収入がおおよそ110万円を超えるとご自身に住民税が課税されます(自治体によって多少異なります)。例えば150万円以内の収入に抑えて親御さんの被扶養者として満額の控除を受けられる方でも、110万円を超えると住民税の負担が発生する場合があります。要件を満たすと「勤労学生控除」を受けられる場合もありますので担当者にご相談ください。

○ 社会保険の壁: 106万円と130万円

現状は従業員5人以上の会社にお勤めの場合で一定の要件を満たすと年収106万円で社会保険料が発生し、そうでない場合は年収130万円を超えるとご自身に国民健康保険料・国民年金保険料が発生します。このうち「106万の壁」が令和7年6月の法律案の成立により取り払われることになりました(時期は未定)。収入要件をなくし、勤務時間の要件などで加入義務を判定することとなったのです。働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するための改正、との説明がなされています(厚生労働省HPより)。この改正は立場によって受け止め方は大きく異なるだろうと考えられます。

「〇〇万円の壁」は給与収入を前提とした言葉でそれ以外の所得の場合は必ずしも当てはまりません。大多数の個人に共通して適用される所得税の「基礎控除」は今回増額されたものの最高95万円です。また住民税は国民健康保険や医療費自己負担額に関わるもので影響は大きいのですが、今回は給与所得控除の改正のみとなりました。

経営の信条

わたくしたちは納税者の権利をまもり、税制と税務行政の民主化を図り、企業、とりわけ中小企業、零細企業の発展に寄与するため、全力をつくしてがんばります。

税理士法人 税制経営研究所

◆ 四谷事務所
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町12番5号
ライラック三栄ビル2階
TEL. 03-3359-4731, 4734, 4735, 4737, 4714

◆ 川越事務所
〒350-0053
埼玉県川越市郭町1丁目7番地24
TEL. 049-223-1259

◆ 株式会社 税制経営研究所
公益財団法人 谷山治雄記念財団
〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町4番10号
税研ビル
TEL. 03-3351-7401

税研ネットワークは
弊所ホームページに
バックナンバーを
掲載しております。



あとかき

2025年のプロ野球シーズンも熱戦が繰り広げられています。

彼らの一球一打に懸ける真剣な姿勢は、私たちの仕事にも通じるものがあります。

私たち税理士事務所もお客様の多様なニーズに応えるため、日々努力を重ねています。

選手たちが試合で見せるプレーの裏にある努力のように、私たちも「見えないところでの努力」を大切にしていきたいと思います。

(山下)

税研ネットワーク

ITMG 税制経営研究所
INSTITUTE OF TAX & MANAGEMENT GROUP

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル2階
TEL 03-3359-4731 <http://www.zeiken.org/>



大町市 大出公園(中村)

課税最低限と消費税負担

代表社員 荒川 俊之

個人の所得税における基礎控除が改正されました。従来から一部の税法学者や実務家の間では、課税最低限、すなわち課税対象となる最低所得水準が低すぎるとの指摘がなされていました。この「課税最低限」とは、一部の高所得者を除き、誰でも所得から控除できる基礎控除を指します。基礎控除の額は、所得税で48万円、住民税で43万円とされてきました。

他国と比較すると、日本の基礎控除(課税最低限)は、たとえばイギリスの約180万円と比べてもかなり低いのが実情でしたが、今回の改正により、一定の改善が図られたといえます。ただし、この改正の主な趣旨は、物価上昇局面における税負担の調整や、いわゆる「就業調整」への対応であり、日本国憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を支える観点からの抜本的な見直しには至っていません。

さらに、課税最低限を論じる上で、所得税や住民税だけでなく、消費税の負担についてはどのように考えるべきでしょうか?

一人の消費者としては、税務署に対して直接、消費税を納付しているわけではありませんが、日々の支出を通じて実質的に消費税を負担しています。たとえば、コンビニエンスストアで商品を購入した際、支払額には消費税が含まれ、レシートには消費税額が記載されて

います。消費者の立場から見れば、「消費税を支払っている」という感覚を持つのは当然です。

仮に、1回1,500円(うち消費税137円)の食事を1年間続けたとすると、年間で約150,015円の消費税を負担していることになります。消費税は、収入がない人に対しても、その人の消費に対して課税されるため、日本国憲法が保障する「最低限度の生活」に対して、何ら保障がない状態ともいえます。

このように、課税最低限を議論する際には、消費者が普段から感じている消費税の負担感を政府として十分に考慮してほしいものです。

なお、多くの生活必需品を含む基礎的支出項目にかかる消費者物価は、1995年から2023年の間で約20%上昇したとされています。この間に法人税収は約15%増加、所得税収は約13%増加、消費税率は3%から10%へと引き上げられた結果、消費税収は約299%も増加しました。このように消費税率の引き上げが私たちの生活を圧迫していることは否定できません。

特に中小事業者の中には賃金の引き上げが困難なところも多く見られます。そうした中、消費税率の引き下げによって生活費の軽減を期待する声があるのも理解できるところです。

2025年度 税制改正 所得税特集

令和7年度税制改正により課税最低限が「103万円」から「160万円※」へ引き上げられました。
 今回の改正は、デフレからの脱却が見えてきた中で、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除額及び給与所得控除の最低保障額の引き上げ並びに大学生世代の子等に係る新たな控除の新設が行われました。
 なお、今後の国会での動向次第では本資料とは異なる取り扱いがなされる場合がありますので、ご注意ください。



※160万円の根拠

基礎控除額(95万円)、給与所得控除額(65万円)を合わせた金額になります。

基礎控除額の見直し

給与収入(合計所得金額)	令和6年	令和7年、令和8年	令和9年
～約200万円(132万円)	48万円	95万円	
～約475万円(336万円)		88万円	58万円
～約665万円(489万円)		68万円	
～850万円(655万円)		63万円	
～2,545万円(2,350万円)		58万円	

給与収入が2,545万円以下の方は、所得税の基礎控除額が10万円引き上げられました。
 給与収入が約200万円以下の方は、恒久的に37万円の控除が基礎控除額に上乘せされます。
 給与収入850万円以下の方は、2年間の時限的な控除上乘せ措置が適用されます。

給与所得控除額の引き上げ

給与等の収入金額	改正前	改正後
～162.5万円	55万円	65万円
～180万円	収入金額×40%-10万円	
～190万円	収入金額×30%+8万円	
～360万円		収入金額×30%+8万円
～660万円	収入金額×20%+44万円	
～850万円	収入金額×10%+110万円	
850万円超	195万円(上限)	

給与等の収入が190万円以下の方に限定された改正となり、控除額が最大で10万円引き上げられました。最低保障額の見直しにより、従来103万円の壁を意識して働いていた短時間労働者が恩恵を受ける内容となっています。
 今回の改正は令和7年分以後の所得税について適用されます。

特定親族特別控除の創設

親族等の給与収入(合計所得金額)	改正前	改正後
～123万円(58万円)	63万円	63万円
～150万円(85万円)	0円	63万円
～155万円(90万円)		61万円
～160万円(95万円)		51万円
～165万円(100万円)		41万円
～170万円(105万円)		31万円
～175万円(110万円)		21万円
～180万円(115万円)		11万円
～185万円(120万円)		6万円
～188万円(123万円)		3万円

今回の改正により、新設された控除制度です。居住者と生計を一にする年齢19歳から22歳の親族等で、給与収入が188万円以下の方が対象となります。今回の改正は令和7年分以後の所得税について適用されます。



モデルケース 定額減税、復興特別所得税は考慮していません。

■ ケースI



夫(会社員 50歳/給与収入 850万円)
 妻(配偶者 48歳/専業主婦)
 子(大学生 20歳/アルバイト収入 130万円)

		令和6年	令和7年
給与	給与収入	850万円	850万円
	給与所得控除	△195万円	△195万円
合計所得金額		655万円	655万円
所得から差し引かれる金額	扶養控除(特定扶養親族)	0万円	—
	特定親族特別控除	—	63万円
	配偶者控除	38万円	38万円
	基礎控除	48万円	63万円
	合計	86万円	164万円
課税される所得金額		569万円	491万円
所得税額		約71万円	約55万円

ケースI の場合

扶養控除(特定扶養親族)は令和6年までは大学生の子の給与収入が103万円を超えると受けられませんでした。令和7年から新設された「特定親族特別控除」により給与収入が150万円以下であれば控除額は63万円となります。
 基礎控除が48万円から63万円に引き上げられました。よって所得税額は約16万円の減額となります。

大学生の子が納める所得税額は令和6年は発生しますが、令和7年は改正により発生しません。

■ ケースII



夫(会社員 30歳/給与収入 500万円)
 妻(配偶者 30歳/パート収入 160万円)

		令和6年	令和7年
給与	給与収入	500万円	500万円
	給与所得控除	△144万円	△144万円
合計所得金額		356万円	356万円
所得から差し引かれる金額	配偶者特別控除	31万円	38万円
	基礎控除	48万円	68万円
	合計	79万円	106万円
課税される所得金額		277万円	250万円
所得税額		約18万円	約15万円

ケースII の場合

配偶者の給与収入が150万円を超えると、令和6年までは配偶者特別控除の満額(38万円)を受けられませんでした。
 令和7年の税制改正により給与収入が160万円以下であれば、満額の控除が受けられるようになります。基礎控除が48万円から68万円に引き上げられました。よって所得税額は約3万円の減額となります。

配偶者が納める所得税額は令和6年は発生しますが、令和7年は改正により発生しません。

2025年度の所得税改正を踏まえて

ここ数年の物価上昇傾向に対して、30年ぶりの基礎控除の見直し等により所得税負担が緩和される改正となりました。前年の2024年度の所得税改正においては1年限りの「定額減税」が実施されましたが、今回の改正は1年限りではなく今後も継続して所得税減税を享受できる内容となっています。しかしながら物価上昇分に対応出来るだけの所得税が減税になっている内容かといわれると疑問が残ります。そして年収103万円以下の最も苦しい状況にある人には、何ら恩恵が及んでいません。アルバイトの就業調整に対応する観点から大学生世代(19歳から22歳)の子を扶養する親にとっては新たな控除が創設されていますが、住民税の基礎控除は改正されていないため、子である大学生に住民税が課税されることが想定されます。

また、所得税の課税最低額が上昇したとはいえ、社会保険料については別途考慮しなければ世帯の可処分所得が減少することも想定されます。そのため今回の改正内容については多くの国民にとってまだ不十分であると思われる。今後のさらなる改正及び動向に注目していく必要があるのではないのでしょうか。